

2 項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則

(平成24年3月29日付け国土籍第569号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)

最終改正：平成28年8月25日国土籍第131号

1. 総則

(1) 目的

この細則は、2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成24年3月29日付け国土籍第568号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）（以下「2項委託の工程管理・検査規程」という。）に基づく管理及び検査の実施に際して、その基準を統一して、必要な精度又は正確さを確保することを目的とする。

(2) 工程管理及び検査の時期

委託者及び受託法人が行う工程管理及び検査は、原則として、工程管理にあっては各工程小分類の作業の終了後、検査にあっては各工程大分類の作業の終了後速やかに実施するものとする。ただし、認証を行う者（以下「認証者」という。）の検査については、連続する工程大分類をまとめて実施することができるものとするが、一筆地測量における辺長検査は、原則として閲覧前に実施するものとする。

また、やむを得ない事由により、管理又は検査の終了を待たずに後続作業を行う場合は、工程管理者又は検査者の承認を得なければならない。

(3) 工程管理又は検査の記録

受託法人が工程管理又は検査を実施する場合は、A工程及びB工程を除き、工程管理の記録又は検査の記録を作成するものとする。

(4) 自己点検等の徹底

自己点検は、地籍調査の成果が所定の精度を保ち、かつ、記録の記載又は表示の誤り等を防止するために行うものである。したがって、作業者は、工程小分類等の作業を終えたときは、速やかにその記録及び成果の全数点検を行うものとし、作業者は鉛筆による検符、主任技術者は赤インクによる検符を行うものとする。

また、受託法人が地籍調査の作業を再委託した場合にあっては、再委託先の作業者の自己点検（鉛筆による検符）から受託法人による工程管理の点検までの間に、再委託先の主任技術者が自社点検（赤インクによる検符）を行うものとする。

2. 工程管理

(1) 工程管理者の選定

工程管理者は、原則として作業者及び主任技術者を兼ねることはできない。

(2) 作業体制、作業方式等の変更

工程管理者は、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）及び同運用基準（平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。）の規定の範囲内において、作業体制や作業方式等の変更を作業者等に指示できるものとする。ただし、その変更が準則に定めのない方法による場合には、当該指示の前に準則第8条の規定による承認を受けるものとする。

(3) 工程管理者の点検

受託法人の工程管理者は、観測手簿や精度管理表等の成果品の数値の点検や個々の記載内容の照合、確認を行うものとする。

また、点検箇所には、電磁的記録を除き緑インクによる検符を付すものとする。

なお、委託者の工程管理者は、受託法人の工程管理者による点検結果を確認し、必要に応じて適時適切に指示するものとする。

(4) 実地確認

受託法人の工程管理者は、点検測量実施点数（辺数）のうちの概ね30%以上の点数（辺数）について点検測量に立ち会うとともに、点検測量に関する観測簿、計算簿及び精度管理表の全数について点検を実施するものとする。

なお、点検測量の立ち会いを実施する点については、受託法人の工程管理者による無作為抽出によるものとする。

点検測量の立ち会いは、点検測量が概ね70%終了した後に行うことを標準とするものとする。ただし、現地の作業進捗状況等を勘案して、受託法人の工程管理者の判断により、点検測量の進捗状況に関わらず立ち会いを行うことができるものとする。この場合、立ち会いの実施後に行われる点検測量に関する観測簿、計算簿及び精度管理表の全数点検を実施したことをもって、実地確認が完了したものとする。

3. 検査

(1) 検査者及び受託検査者の選定

検査者及び受託検査者は、原則として作業員、主任技術者及び工程管理者を兼ねることはできない。

(2) 検査の内容

受託検査者は、精度管理表等の成果品の数値の検査を行ったときは、電磁的記録を除き検符を付すものとする。

なお、電子納品する成果品は、地籍調査電子納品要領（平成17年4月6日付け国土国第12号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づき検査を行うものとする。

また、電子媒体に格納された成果の配置・格納については、地籍調査成果電子納品チェッカー等により検査することができるものとする。

4. 抽出の方法

(1) 抽出の方法

抽出は、可能な限り同一地域に集中しないように平均的に行うものとする。

(2) 抽出数

抽出数は、小数点以下を切り上げて算出するものとする。

なお、E工程及びH工程においては、全数の一定割合による抽出数が10未満の場合は、抽出数を10以上とする。ただし、全数が10未満の場合は、全数を対象とするものとする。

(3) 再点検又は再検査における抽出

再点検又は再検査における抽出は、原則として当初の点検又は検査で抽出したものを除くものとする。ただし、点検又は検査に合格しなかったものについては、必ず、再点検又は再検査を行うものとする。

5. 第三者機関による地籍調査成果品の検定

第三者機関による成果品の検定は、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知。以下「工程管理及び検査規程細則」という。）の「5. 第三者機関による地籍調査成果品の検定」に定める基準を満たす機関によるものとする。

また、次の(1)から(3)までに示す要目の受検を必須とし、これに加えてA工程及び

B工程を除く工程については、後記6に規定する工程管理に係る要目も対象とすることができるものとする。

工程管理者は、受検した要目に係る工程管理を省略することができる。

また、検査者及び受託検査者は、第三者機関の発行する当該成果品の検定証明書及び検定記録書の記載内容の確認を行うものとし、この場合には、受検した要目に係る検査を省略することができるものとする。

なお、この場合にあっても、測量作業全体の精度の把握を行うため、精度管理表の確認を行うことが望ましい。

(1) C、D及びPC工程

- ① 観測及び測定（C4、D4及びPC2）
1%以上の観測簿の点検
- ② 計算（C5、D5及びPC3）
1%以上の計算簿の点検
精度管理表の全数点検
- ③ 取りまとめ（C7、D7及びPC5）
網図の全数点検
5%以上の成果簿の点検
- ④ 受託法人検査（C8、D8、PC6）
精度管理表の全数検査

(2) FI工程

- ① 観測及び測定（FI3）
1%以上の観測簿の点検
放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検
- ② 計算（FI4）
1%以上の計算簿の点検
精度管理表の全数点検
- ③ 取りまとめ（FI6）
配置図の点検
5%以上の成果簿の点検
- ④ 受託法人検査（FI7）
精度管理表の全数検査

(3) FII工程

- ① 観測及び測定（FII2）
1%以上の観測簿点検
放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検
単点観測法におけるセット間較差の点検及び座標計算の全数点検
単点観測法における整合性の確認のための比較計算の全数点検
- ② 計算及び筆界点の点検（FII3）
精度管理表の全数点検
単点観測法における整合処理の適切性の点検

6. 工程管理及び検査の実施要領

(1) A工程

全体計画の作成（A1）及び関係機関との調整（A2）においては、管轄登記所及び公物管理者との十分な事前協議並びに国土調査法第19条第5項指定対象事業との調整に特に留

意するものとする（なお、括弧内の番号は、2項委託の工程管理・検査規程別表－1 工程管理及び検査の要目一覧表に示す工程小分類番号である。以下同じ。）。

なお、A工程における工程管理は委託者が行い、当該工程における作業を委託する場合は、補助作業のみとする。

(2) B工程

実施組織の確立（B1）においては、「地籍調査室」等を設置して、適応の専任職員を確保するとともに、研修の機会を設ける等して専任職員の養成に努めるものとする。

また、委託先の選定（B3）においては、委託先として選定した者が仕様書等の契約関係図書（以下「契約関係図書等」という。）に記載した要件を満たしているかを確認するものとする。

さらに、趣旨の普及（B5）においては、準則第2条の規定に照らして、地元説明会、市町村広報、パンフレットの配布等を十分に行うことにより、あらかじめ地籍調査の意義及び作業の内容等を一般に周知させ、その実施について土地の所有者、その他の者の協力が十分に得られるように努めるものとする。

なお、B工程における工程管理は委託者が行い、当該工程における作業を委託する場合は、補助作業のみとする。

(3) C工程、D工程及びPC工程

C1、D1及びPC1からC10、D10及びPC8までの工程のうち、C1、D1及びPC1からC8、D8及びPC6については、受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。C9、D9及びPC7については委託者、C10、D10及びPC8については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

① 作業の準備（C1、D1及びPC1）

所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施することができるよう、受託監督者が中心となって工程計画を練り上げ、それを分かりやすい工程管理表に取りまとめるとともに、当該工程計画の円滑かつ適正な実施を確保するため、必要十分な作業体制の確保、関係機関との事前調整等に努めるものとする。

受託法人は、業務計画書等を委託者に提出し、作業体制、業務計画表及び測量機器等について工程管理表、運用基準別表第4及びその他契約関係図書等に照らして適切であるかどうかの点検を受けるものとする。

② 選点（C2及びD2）

地籍図根三角點選点図又は地籍図根多角點選点図（以下「選点図」という。）は、地籍図根三角點選点手簿、現地の状況が分かる写真等を資料として、新点及び多角路線の配置が運用基準に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。特に、新点の設置位置については、標識の永久的な保全及び管理が可能な場所であるかどうかを点検し、不適当なものについては再作業を行わせるものとする。

地籍図根三角測量平均図又は地籍図根多角測量平均図（以下「平均図」という。）は、選点図及び選点手簿等を資料として、網の構成が運用基準に照らして適正であるかどうかを点検し、場合によっては再作成を行わせるものとする。

また、網構成の適切性の検討に当たっては、国土地理院の意見を求めることができるものとする。

なお、選点図及び平均図は、標識の設置前に確認することとする。

平均図の点検終了後に変更協議があった場合は、良否を確認した上で承諾するものとする。

③ 標識の設置（C3及びD3）

当該測量の新点1点以上について、新点の標識の設置が適切に実施されているかどうかを現地において立ち会いの上、点検するものとするが、設置する標識の規格の確認を兼ね

て設置作業当初において立ち会いを実施することが望ましい。

また、設置状況を記録した写真については標識の構造、写り具合等について全数点検するものとする。

④ 観測及び測定（C 4、D 4及びP C 2）

当該測定の観測手簿及び観測記簿（以下「観測簿」という。）の頁数の1%以上を抽出して、その観測及び測定に使用した測量器機が運用基準別表第4及び業務実施計画書等に照らして適正であるかどうか、観測簿の記載内容に誤記、誤読、誤算、脱落、観測又は測定値の訂正、検符漏れ等がないか、観測及び測定結果が運用基準別表に規定する制限内であるかどうかを点検するものとする。

また、地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成20年10月8日付け国土省第267号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知。以下「記載例」という。）に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

⑤ 計算（C 5、D 5及びP C 3）

当該測定の計算簿の頁数の1%以上を抽出して、その計算結果について運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するとともに、精度管理表の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

なお、計算簿の計算結果の点検は実地確認における点検と併せて実施することができるものとする。

電子基準点のみを与点とした場合は、C 5、D 5及びP C 3においてセミ・ダイナミック補正が適正に行われているかを点検するものとする。

⑥ 点検測量（C 6、D 6及びP C 4）

当該測定の点検測量の30%以上については、現地において立ち会うとともに、点検測量に関する観測簿等についてC 4等に準じて点検し、点検測量値と採用値の比較結果を点検するものとする。

さらに、点検測量に関する精度管理表の全数について、C 5等に準じて点検するものとする。

⑦ 取りまとめ（C 7、D 7及びP C 5）

当該測定の網図の全数について、多角網の路線を示す辺及びその次数を示す辺の色、与点、新点及び既設の図根点等の記号、名称並びにそれらの表示位置について、平均図と対照しながら、その記載内容が記載例等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

また、成果簿の総頁数の5%以上を抽出して、網図及び計算簿と対照しながら、誤記、脱落、検符漏れ等がないかどうか点検するとともに、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

⑧ 受託法人検査（C 8、D 8及びP C 6）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書について、その記載内容を確認するとともに、当該測定の精度管理表（点検測量を含む。）の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査するものとする。

また、当該測定の成果品（網図、成果簿等）の出来映えが、記載例及び運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを検査するものとする。

さらに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑨ 委託者検査（C 9、D 9及びP C 7）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書について、その記載内容を確認するとともに、点検測量の精度管理表の全数について、誤記、誤算、

脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査するものとする。

また、当該測量の成果品（網図、成果簿等）の出来映えが、記載例及び運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを検査するものとする。

さらに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査し、検定証明書及び検定の記録書について確認するものとする。

⑩ 認証者検査（C10、D10及びPC8）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書について、その記載内容を確認するとともに、当該測量の精度管理表（点検測量を含む。）の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査するものとする。

また、当該測量の成果品（網図、成果簿等）の出来映えが、記載例及び運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを検査するものとする。

さらに、工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

（4）E工程

E1からE12までの工程のうち、E1からE10については、受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。

なお、E11については委託者、E12については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

① 作業の準備（E1）

測量機器についての点検を除き、C1等と同じ。

② 作業進行予定表の作成（E2）

C工程等の作業の準備において示した「工程管理表」を「作業進行予定表」として作成するものとする。

なお、この予定表の作成に当たっては、地籍調査推進委員会等の助言を参考にして、作業計画の適切性の確保に努めるものとする。

③ 単位区域界の調査（E3）、市町村境界の調査（E7）

作業による現地踏査の結果を勘案しながら、登記所地図等と地形図とを対照することにより、単位区域界及び市町村の境界が適正に確認されているかどうかを点検するとともに、不明確な箇所がある場合には、現地踏査、地元精通者の助言等によりその適正な確認に努めるものとする。

なお、市町村の境界の調査は、原則として単位区域界の調査と同時に行うとともに、受託監督者は、関係市町村及び土地所有者等の立ち会い及び同意の状況を点検するものとする。

④ 調査図素図等の作成（E4）

調査前筆数の5%以上を抽出して、準則第16条及び第18条並びに、運用基準第8条及び第10条等に照らして適正かどうか、あわせて、登記所地図、土地登記簿、調査図素図、地籍調査票等を照合し、調査図素図等における当該筆の所有者、地番、地目、地積、境界、位置等の記載及び表示に誤りがないかどうかを点検するものとする。

また、調査図一覧図の記載が、準則第17条、運用基準第9条等に照らして適正かどうかを点検するものとする。

⑤ 現地調査の通知（E5）

現地調査の通知文書の発送前に、現地調査の時期及び土地所有者、利害関係人等の把握の適切性を点検するものとする。

また、住所不明所有者等の調査、処理の適切性を点検するものとする。

⑥ 標札等の設置（E 6）

筆界標示杭は、毎筆の土地の筆界点に隣接土地所有者等と協議の上、現地調査の着手までに設置するものであるが、その設置に当たっては、事前に土地所有者等に対してその趣旨、作業の内容等を十分説明し、これらの者の協力が得られるように努めるものとする。

受託法人が土地の表示等を記載した標札を設置する場合には、その5%以上を抽出して、地籍調査票と照合し、当該標札の記載に誤りがないかどうかを点検するものとする。

なお、標札の設置に代えて書面を交付する場合においても同様とする。

⑦ 現地調査（E 8）

現地調査における準則第30条第3項（土地所有者等の所在が明らかでない場合）、準則第31条（地番が明らかでない場合等）、第34条（新たに土地の表題登記をすべき土地を発見した場合）及び第35条（滅失した土地等がある場合）に基づく処理については、その全数について調査図、地籍調査票等と照合して、現地調査の適切性を点検するものとする。

⑧ 取りまとめ（E 9）

調査前筆数の5%以上を抽出（E 4の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図及び土地登記簿等と照合（地番対照表を作成している場合はこれを地籍調査票と照合）し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査による訂正等が適正に行われているかどうかを点検するものとする。

抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地において点検するものとする。

⑨ 受託法人検査（E 10）

調査前筆数の1%以上を抽出（E 9の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図及び土地登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査による訂正等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。

抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地において検査するものとする。

また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名及び押印の有無について、その全数を検査するものとする。

さらに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑩ 委託者検査（E 11）

調査前筆数の0.5%以上を抽出（E 9及びE 10の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図及び土地登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査による訂正等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。

抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地において検査するものとする。

また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名及び押印の有無について、その全数を検査するものとする。

さらに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑪ 認証者検査（E 12）

調査前筆数の1%以上を抽出して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図及び土地登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査による訂正等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。

抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地において検査するものとする。

また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名及び押印の有無については、その全数を検査するものとする。

さらに、工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

(5) F I 工程

F I 1からF I 9までの工程のうち、F I 1からF I 7については、受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。F I 8については委託者、F I 9については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

① 作業の準備 (F I 1)

C 1等と同じ。

② 選点及び標識の設置 (F I 2)

細部図根点の選点位置及び密度が運用基準別表等に照らして適切かどうかを点検するものとする。

多角測量法による場合は、C 2等に準じて平均図を点検するものとする。

T S法により放射法を実施する場合は、特に準則第6 4条に照らして適切かどうかを点検するものとする。

新点数の5%以上を抽出して、細部図根点の標識が適切に設置されているか現地点検を行うものとする。

なお、平均図の承諾後に変更協議があった場合は、良否を確認した上で承諾するものとする。

③ 観測及び測定 (F I 3)

C 4等と同じ。

T S法により放射法を実施した場合は、観測手簿・距離測定簿の全数について、準則第6 4条に照らして適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

④ 計算 (F I 4)

C 5等と同じ。

⑤ 点検測量 (F I 5)

C 6等と同じ。

⑥ 取りまとめ (F I 6)

C 7等に準じて、細部図根点配置図及び細部図根点成果簿の点検を行うものとする。

⑦ 受託法人検査 (F I 7)

C 8等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等の確認、精度管理表の全数検査及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録の全数検査を行うものとする。

⑧ 委託者検査 (F I 8)

C 9等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等の確認、点検測量の

精度管理表の全数検査及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び受託者法人検査の記録の全数検査を行うものとする。

⑨ 認証者検査（F I 9）

C 1 0 等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等の確認、精度管理表の全数検査及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録、受託者法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

(6) F II 工程

F II 1 から F II 7 までの工程のうち、F II 1 から F II 5 については、受託者が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託者による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。F II 6 については委託者、F II 7 については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

① 作業の準備（F II 1）

C 1 等と同じ。

② 観測及び測定（F II 2）

C 4 等と同じ。

T S 法により放射法を実施した場合は、観測手簿・距離測定簿の全数について、準則第 7 0 条の 2 に照らして適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

ネットワーク型 R T K 法により単点観測法を実施した場合は、C 4 等に準じて、観測簿を点検するとともに、セット間較差の点検及び座標計算、整合性の確認のための比較計算を全数点検するものとする。

③ 計算及び筆界点の点検（F II 3）

C 5 等に準じて、精度管理表の全数を点検するとともに、準則第 7 2 条に規定する筆界点の点検（作業によるもの）が適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

調査後筆数の 2 % 以上を抽出し、当該筆において筆界点 1 点を抽出後、この筆界点に関係する辺の全てについて座標計算による距離と T S 等による実測距離との較差が国土調査法施行令（昭和 2 7 年政令第 5 9 号。以下「令」という。）別表第 4 に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを点検するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長点検を行うことができるものとする。

ネットワーク型 R T K - G P S 法による単点観測法を実施し、水平位置の整合処理がなされた場合は、その処理の方法について、運用基準第 4 1 条に照らして適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

④ 原図の仮作図（F II 4）

調査後筆数の 1 % 以上を抽出し、結線と地番等について調査図等と照合を行い、図形に誤りがないかを点検するものとする。

また、同時に細部図根点等が正しく表示されているかを点検するものとする。

④ 原図の作成（F II 5）

一筆地測量の成果としての原図の仕上がり、地籍図の様式を定める省令等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。

なお、同時に調査後筆数の 1 % 以上を抽出し、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

⑤ 受託者法人検査（F II 6）

C 8 等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等の確認及び精度管理表の全数検査を行うとともに、準則第 7 2 条に規定する筆界点の点検（作業によるもの）

が適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

筆界点成果簿より調査後筆数の2%以上について抽出（F II 3の点検において抽出した筆は除く。）し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に関係する辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。

さらに、一筆地測量の成果としての原図の仕上がり、地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）等に照らして適正かどうかを全数検査するとともに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

辺長検査は、原図の作成の前に実施することができるものとする。

⑥ 委託者検査（F II 7）

C 9等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等の確認を行うとともに、当該測量の精度管理表（点検測量を含む。）の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査するものとする。

また、準則第72条に規定する筆界点の点検（作業者によるもの）が適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

筆界点成果簿より調査後筆数の1%以上について抽出（F II 3の点検及びF II 6の検査において抽出した筆は除く。）し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に関係する辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。

ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。

さらに、一筆地測量の成果としての原図の仕上がり、地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）等に照らして適正かどうかを全数検査するとともに、工程管理及び受託法人検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

受託法人検査における辺長検査が原図の作成の前に実施される場合には、委託者検査における辺長検査を原図の作成の前に実施することができるものとする。

⑦ 認証者検査（F II 8）

C 10等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等の確認及び精度管理表の全数検査を行うとともに、準則第72条に規定する筆界点の点検（作業者によるもの）が適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

筆界点成果簿より調査後筆数の1%以上を抽出（F II 3の点検及びF II 6及び7の検査において抽出した筆は除く。）し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に関係する辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。

ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。

さらに、一筆地測量の成果品（原図、地籍図一覧図等）の出来映えが、準則、地籍図の様式を定める省令に照らして適正かどうかを全数検査するとともに、工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

委託者検査における辺長検査が原図の作成の前に実施される場合には、認証者検査における辺長検査を原図の作成の前に実施することができるものとする。

(7) G工程

G 1からG 6までの工程のうち、G 1からG 4については受託法人が工程管理及び検査を

実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。G 5については委託者、G 6については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

① 作業の準備 (G 1)

C 1等と同じ。

② 地積測定、計算及び点検 (G 2)

地積測定の精度管理表の全数について、誤記、誤読、誤算、脱落、検符漏れ等がないかどうか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適切かどうかを点検するものとする。

また、調査後筆数の0.2%以上を抽出し、当該筆に係るすべての筆界点で構成する多角形の地積測定計算簿の地積と現地距離法又は現地座標法による地積との較差が令別表第4に規定する公差の範囲内にあるかどうかを点検するものとする。ただし、視通条件等により当該筆の地積測定が困難な場合には、隣接地域の筆を選定して現地点検を行うことができるものとする。

なお、抽出した筆界点数が5以上ある場合は、点検点数を5以上（主要筆界分岐点を含めるものとする）とすることができるものとする。

③ 取りまとめ (G 3)

調査後筆数の5%以上を抽出した上、当該筆に係る地積測定成果簿の記載に誤りがないかどうかを、地籍調査票、原図等と照合して点検するものとする。

④ 受託法人検査 (G 4)

調査後筆数の0.3%以上を抽出（G 2の点検において抽出した筆は除く。）し、当該筆に係るすべての筆界点で構成する多角形の地積測定計算簿の地積と現地距離法又は現地座標法による地積との較差が令別表第4に規定する公差の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。ただし、視通条件等により当該筆の地積測定が困難な場合には、隣接地域の筆を選定して現地検査を行うことができるものとする。

なお、抽出した筆界点数が5以上ある場合は、検査点数を5以上（主要筆界分岐点を含めるものとする）とすることができるものとする。

また、調査後筆数の1%以上を抽出（G 3の点検において抽出した筆は除く。）した上、当該筆に係る地積測定成果簿の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。

さらに、C 8等に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑤ 委託者検査 (G 5)

調査後筆数の0.5%以上を抽出（G 2の点検及びG 4の検査において抽出した筆は除く。）した上、当該筆に係る地積測定成果簿の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。

さらに、C 9等に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑥ 認証者検査 (G 6)

C 10等に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

(8) H工程

H 1からH 12までの工程のうち、H 1からH 4、H 8及びH 9については受託法人が工

程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。H5からH7、H10及びH11については委託者が工程管理及び検査を行い、H12については認証者が検査を行うものとする。

① 地籍調査票の整理 (H1)

調査前筆数の5%以上を抽出した上、当該筆に係る地籍調査票の記載に誤り及び遺漏がないかどうかを、調査図、原図、地積測定成果簿等と照合して点検するものとする。

② 地籍図原図の整理 (H2)

調査後筆数の1%以上を抽出した上、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

③ 地籍簿案の作成 (H3)

調査前筆数の5%以上を抽出した上、当該筆に係る地籍簿案の記載に誤りがないかどうかを、地籍調査票、原図等と照合して点検するものとする。

④ 受託法人検査(閲覧前) (H4)

調査前筆数の1%以上を抽出した上、当該筆に係る原図及び地籍簿案の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。

また、FⅡ6に準じて、成果品の出来映え検査を行うものとする。

⑤ 委託者検査(閲覧前) (H5)

調査前筆数の0.5%以上を抽出(H4の検査において抽出した筆は除く。)した上、当該筆に係る原図及び地籍簿案の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。

また、FⅡ7に準じて、成果品の出来映え検査を行うものとする。

⑥ 閲覧 (H6)

閲覧の実施に当たっては、調査成果の確認が得られるよう所要の措置をするものとする。

⑦ 誤り等訂正 (H7)

国土調査法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全数についてその処理が適正かどうかを点検するものとする。

⑧ 数値情報化 (H8)

数値情報化を実施する場合における工程管理及び検査は、地籍調査成果の数値情報化実施要領(平成14年3月14日付け国土国第594号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)によるものとする。

⑨ 受託法人検査(閲覧後) (H9)

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全件についてその処理が適正かどうかを検査するものとする。ただし、当該申出件数が100件を超える場合には、100件以上の抽出検査とすることができるものとする。

また、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかを検査するものとする。

⑩ 認証申請関係書類の整理 (H10)

「地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る添付書類の作成要領」(以下「添付書類作成要領」という。)の規定による不所在地等調書、不立会地調書、住所不明所有者等調書及び協議実施結果報告書については、当該調書に係る処理の経過を確認するとともに、処理等が適正かどうかを点検するものとする。

なお、閲覧終了後速やかに認証の申請を行えるよう、手続の迅速化に努めるものとする。

⑪ 委託者検査(閲覧後) (H11)

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全件についてその処理が適正かどうかを検査するものとする。ただし、当該申出件数が100件を超える場合には、100件以上の抽出検査とすることができるものとする。

また、認証申請書類が、国土調査事業事務取扱要領、添付書類作成要領等に照らして適正かどうかを検査するとともに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数について適正に実施されているかを検査するものとする。

⑫ 認証者検査（H12）

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全件についてその処理が適正かどうかを検査するものとする。ただし、当該申し出件数が50件を超える場合には、50件以上の抽出検査とすることができるものとする。

また、認証に係る調査前筆数の1%以上を抽出した上、当該筆に係る地籍図及び地籍簿の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。

さらに、FII8に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

なお、この検査は、認証に係る内部決裁と一体的に行うことができるものとする。

(9) PA工程

PA1からPA6までの工程のうち、PA1からPA4については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。PA5については委託者、PA6については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

① 作業の準備（PA1）

C1等と同じ。

② 選点（PA2）

C2等と同じ。

③ 標識及び対空標識の設置（PA3）

新設の標定点及び航測図根点数の1点以上並びに調査前筆数の1%以上を抽出して、当該新点並びに当該筆に係る各1筆界点の標識及び対空標識が適切に設置されているかどうかを現地点検するものとする。

なお、設置する標識及び対空標識の規格の確認を兼ねて設置作業当初において立ち会いを実施することが望ましい。

設置状況を記録した写真については、標識の構造、写り具合等について全数点検するものとする。

④ 受託法人検査（PA4）

C8等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑤ 委託者検査（PA5）

C9等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑥ 認証者検査（PA6）

C10等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

(10) PB工程

PB1からPB7までの工程のうち、PB1からPB5については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。PB6については委託者、PB7については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

① 作業の準備 (PB1)

C1等と同じ。

② 撮影実施 (PB2)

空中写真撮影の実施に先立ち、撮影に最適な時期であるかどうかを点検するとともに、撮影後においては、撮影時の気象条件等が適切かどうかを点検するものとする。

③ 整理 (PB3)

空中写真の密着写真等の作成・整理の終了後速やかに、当該密着写真の全数が、準則第79条第1項の撮影条件に適合しているかどうかを点検するものとする。

④ 対空標識の確認 (PB4)

新設の標定点及び航測図根点の5%以上並びに調査前筆数の1%以上を抽出して、当該新点並びに当該筆に係る各1筆界点の対空標識の確認が適正に行われているかどうかを、引き伸ばした空中写真、選点図、調査図等を対照して点検するものとする。

⑤ 受託法人検査 (PB5)

密着写真の5%以上を抽出して、準則第79条第1項の撮影条件に適合しているかどうかを検査する。

また、C8等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑥ 委託者検査 (PB6)

密着写真の2.5%以上を抽出して、準則第79条第1項の撮影条件に適合しているかどうかを検査すると。

また、C9等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑦ 認証者検査 (PB7)

密着写真の1%以上を抽出して、準則第79条第1項の撮影条件に適合しているかどうかを検査する。

また、C10等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

(11) PD工程

PD1からPD9までの工程のうち、PD1からPD7については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。PD8については委託者、PD9については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

① 作業の準備 (PD1)

C1等と同じ。

② 測定 (PD2)

相互接続標定計算簿により接続標定の較差（残存縦視差）が運用基準別表の制限内であ

るかどうか点検するものとする（PE2において同じ。）。

③ 調整計算（PD3）

空中三角測量の精度管理表の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が記載例及び運用基準別表等に照らして適正かどうかを点検するものとする（PE3において同じ。）。

④ 航測図根点の点検（PD4）

運用基準第55条に規定する航測図根点の点検（作業者によるもの）が適正に実施されているかを精度管理表の全数をPD3に準じて点検するものとする。

新設の航測図根点数の2%以上を抽出し、当該新点と当該新点からの視通条件が良い他の航測図根点等との間について、座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が運用基準別表第12に規定する座標の閉合差の範囲内にあるかどうかを点検するものとする。ただし、2点以上の抽出による方向角及び距離の点検とすることができるものとする（PE4において同じ。）。

⑤ 補備測量等（PD5）

C、D、F工程の実施要領を準用するものとする。

⑥ 取りまとめ（PD6）

調査後筆数の2%以上を抽出し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に係る辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを点検する。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長点検を行うことができるものとする。

⑦ 受託法人検査（PD7）

調査後筆数の2%以上を抽出（PD6の点検において抽出した筆は除く。）し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に係る辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。

また、C8等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑧ 委託者検査（PD8）

調査後筆数の1%以上を抽出（PD6の点検及びPD7の検査において抽出した筆は除く。）し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に係る辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。

また、C9等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑨ 認証者検査（PD9）

調査後筆数の1%以上を抽出（PD6の点検、PD7及びPD8の検査において抽出した筆は除く。）し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に係る辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。

また、C10等に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

(12) PE工程

PE1からPE9までの工程のうち、PE1からPE7については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。PE8については委託者、PE9については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

① 作業の準備 (PE1)

C1等と同じ。

② 測定 (PE2)

PD2と同じ。

③ 調整計算 (PE3)

PD3と同じ。

④ 航測図根点の点検 (PE4)

PD4と同じ。

⑤ 補備測量等 (PE5)

C、D及びF工程の実施要領を準用するものとする。

⑥ 取りまとめ (PE6)

C7等に準じて、航測図根点配置図及び航測図根点成果簿の点検を行うものとする。

⑦ 受託法人検査 (PE7)

C8等に準じて、新点の1%以上を抽出 (PE4において抽出した筆は除く。) して辺長検査を行うとともに、成果品の出来映え検査を行うものとする。

また、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑧ 委託者検査 (PE8)

C9等に準じて、新点の0.5%以上を抽出 (PE4の点検及びPE7の検査において抽出した筆は除く。) して辺長検査を行うとともに、成果品の出来映え検査を行うものとする。

また、工程管理の記録及び受託法人検査の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑨ 認証者検査 (PE9)

C10等に準じて、精度管理表の全数検査を行うとともに、成果品の出来映え検査を行うものとする。

また、工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

(13) PF工程

PF1からPF5までの工程のうち、PF1からPF3については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。PF4については委託者、PF5については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

① 作業の準備 (PF1)

C 1 等と同じ。

② 原図の仮作図（P F 2）

調査後筆数の5%以上を抽出し、結線と地番等について調査図等と照合を行い、図形に誤りが無いかを、点検するものとする。

また、同時に細部図根点等が正しく表示されているかを、点検するものとする。

④ 原図の作成（P F 3）

F II 5に準じて、原図の仕上りの全数点検を行うものとする。

また、同時に調査後筆数の5%以上を抽出して、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図及び地籍調査票等と照合して点検するものとする。

⑤ 受託法人検査（P F 4）

P F 3に準じて、調査後筆数の1%以上を抽出（P F 3の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図及び地籍調査票等と照合して検査を行うとともに、原図の仕上りの全数検査を行うものとする。

また、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑥ 委託者検査（P F 5）

P F 3に準じて、調査後筆数の0.5%以上を抽出（P F 3の点検及びP F 4の検査において抽出した筆は除く。）して、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図及び地籍調査票等と照合して検査を行うとともに、原図の仕上りの全数検査を行うものとする。

また、工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

⑦ 委託者検査（P F 6）

P F 3に準じて、調査後筆数の0.2%以上を抽出（P F 3の点検、P F 4及びP F 5の検査において抽出した筆は除く。）して、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図及び地籍調査票等と照合して検査を行うとともに、成果品の出来映え検査を行うものとする。

また、工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

7. 地籍調査工程検査成績表の記載について

工程管理及び検査規程細則を準用するものとする。